

65歳以上の皆さんへ空知中部広域連合からのお知らせ

令和7年度の介護保険料をご確認ください

8月中旬に「令和7年度介護保険料決定のお知らせ」を送付いたします

介護保険制度は、国、道及び広域連合（市町）が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営しています。

介護保険料の額は、皆さんが住み慣れたまちで、いつまでも安心して暮らせるよう、介護保険サービスがどれくらい必要になるのかを見込んだ上で介護保険事業計画を策定し、決定しています。

介護保険料基準額：年額65,400円（月額5,450円）

段階	対象者	算定基準	年間保険料
第1段階	・生活保護を受けている方 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方、または前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	基準額×0.285	18,639円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が120万円以下の方	基準額×0.485	31,719円
第3段階	・世帯全員が住民税非課税の方（第1、2段階以外の方）	基準額×0.685	44,799円
第4段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されていて、前年の課税年金収入額＋その他の合計所得金額が80.9万円以下の方	基準額×0.9	58,860円
第5段階	・本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税が課税されている方（第4段階以外の方）	基準額	65,400円
第6段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	78,480円
第7段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	85,020円
第8段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	98,100円
第9段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	111,180円
第10段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	124,260円
第11段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	137,340円
第12段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	150,420円
第13段階	・本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.4	156,960円

◎所得の申告をお忘れなく

空知中部広域連合では介護保険法に基づき、構成市町から皆さんの所得情報を得て、本人及び世帯員の市町村民税の課税状況と所得等を基に介護保険料を算定しています。所得が未申告ですと正しい介護保険料の算定ができません。未申告の方は、お住まいの市町村民税窓口で所得申告をお願いします。

◎介護保険料が未納だと・・・

介護保険料の納め忘れがあると、未納期間に応じて、介護サービスを利用しようとするときに給付に制限を受けます。必ず納期限内に納めてください。

お問い合わせ 空知中部広域連合事務局介護保険係 電話：0125-66-2152

町税は納期限内に納付しましょう

第2期納期限

9月1日（月）まで

町税（住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）は、**6月10日発送の納付書**で、納期限までに納付してください。すでに口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落とします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限の日以前に必ず役場住民課税務係までご相談ください。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳およびその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容を記入してください。

加入者名：浦臼町役場
口座番号：02780-9-960227
払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口では手数料のご負担なく納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ピンネ農業協同組合
- ・浦臼町役場出納

※ゆうちょ銀行では納付書による納付はできません。

【第3期以降の納期限】

- *第3期納期限 10月31日（金）
- *第4期納期限 12月25日（木）

◆納税通知書の再発行はできません

例年、確定申告時期等に納税通知書の再発行を希望される方がいらっしゃいますが、納税通知書の交付は税を賦課するという「処分」であるため、再度行うことはできません。

受領された納税通知書は大切に保管してください。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：0125-68-2112

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者へお知らせ

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者は毎年8月に児童の扶養・監護等の状況を確認するために現況届・所得状況届を提出しなければなりません。

これらは引き続き手当を受けられるかどうかを審査するための届出です。提出がないと手当が受けられなくなりますので、受給者は必ず提出してください。

なお、該当する方には役場から通知文等を送付いたします。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：0125-68-2112